

# NEDOアルコール販売価格の概要

平成 1 6 年 4 月  
経済産業省製造産業局  
ア ル コ ー ル 課

## 目 次

．経緯	1
．アルコール事業法におけるN E D Oの業務概要	2
．販売価格の概要	4
1 ．改定概要	4
2 ．改定内容	5
．N E D Oの経営効率化に向けての具体的取り組み	9
．情報公開	1 0

### 【別表】

別表 1	アルコール販売価格審査要領	1 1
(参 考)	アルコール販売価格の算定のプロセス	1 5
別表 2	特定アルコールに係る加算額内訳	1 6
別表 3	N E D Oの販売するアルコール価格表	1 7
別表 4	アルコール価格別整理表	1 8
別表 5	平成16年度特定アルコール及び一般アルコール販売計画	1 9
別表 6	平成16年度アルコール調達計画	2 0
別表 7	平成16年度アルコール製造計画	2 1
別表 8	平成16年度アルコール回送計画	2 2
別表 9	総原価の構成と主要項目の推移	2 3
別表10	アルコール販売原価内訳	2 5
別表11	発酵アルコール販売原価要素別比較表	2 6
別表12	合成アルコール販売原価要素別比較表	2 8
別表13	他業種との経営分析比較	3 0

### 【参考】

参考 1	アルコール販売価格に係る諸元と通関統計値との関係	3 1
参考 2	諸元と価格推移	3 2
参考 3	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の概況	3 3
参考 4	販売価格新旧対照表	3 4

参考 5	アルコールの販売価格の改定概要……………	3 5
参考 6	アルコール販売価格の推移（グラフ）……………	3 6
参考 7	アルコール販売実績の推移（グラフ）……………	3 7
参考 8	N E D Oにおける製造能力・生産数量等の推移（グラフ）…	3 8
参考 9	発酵アルコールの外部調達実績……………	3 9
参考 1 0	新エネルギー・産業技術総合開発機構 （アルコール事業本部）経営分析……………	4 0
参考 1 1	アルコール販売価格の認可に係る関係条文……………	4 1
	アルコール事業法（抄）……………	4 1
	アルコール事業法施行規則（抄）……………	4 3

## アルコール販売価格の概要

アルコール事業法に定めるアルコールは、アルコール分90%以上のエチルアルコール（ $C_2H_5OH$ ）である。

その特性は酒類としての致酔性を有しているほかに、殺菌・消毒効果や燃焼性、溶解性等に優れていることから、その用途は、化学工業から飲食料品工業まで多岐にわたっている。

国内の工業用アルコールの需要は約30万キロリットルであるが、その供給に当たっては平成15年10月より独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）が、経済産業大臣の認可を受けた販売価格により一手に販売業務を行っている。

今般、NEDOから申請のあった当該価格の変更について見直しを行い、平成16年3月31日付けで特定アルコール及び一般アルコールの販売価格の認可を行った。なお、本価格の適用日は同年5月1日からとし、NEDOは販売日の30日前から予約の受け付けを開始する。

### 経緯

アルコール専売制度については、近年、行政改革、官民の役割分担の観点から議論が提起され、平成9年12月に「アルコール専売について民営化を検討する必要がある」旨の行政改革会議最終報告がなされたこと等を背景として、平成11年1月、産業構造審議会アルコール部会において「今後の工業用アルコールに係る生産、流通等の制度の在り方」と題する報告書を取りまとめ、制度改革の必要性を軸とした工業用アルコールに係る制度改革の方向等について答申がなされた。また、その後、同年4月、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」において、アルコール専売の廃止、民営化が閣議決定された。

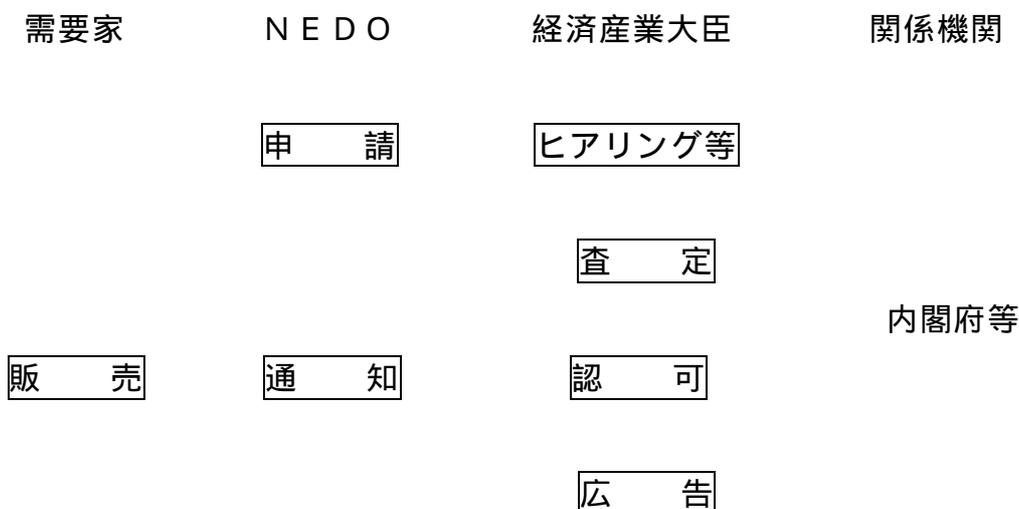
以上のことから、政府は、平成12年2月22日、アルコール事業法案を第147回国会に提出し、同年4月5日、同法は公布され、平成13年4月1日に施行されることとなった。

同法においては、アルコール専売制度を廃止するとともに、アルコールの製造、輸入及び販売の事業等に係る許可制度、NEDOによる特定アルコールの

販売の業務等について所要の措置が規定されている。このうち、アルコールの販売については、専売制度の廃止に伴い、一挙にアルコール市場の自由化が図られた場合、民間流通網の未整備により、遠隔地のユーザーや中小零細ユーザーを中心に、流通面、価格面で悪影響が生じることが懸念されるため、専売制度廃止後おおむね5年間（暫定措置期間）についてN E D Oが一手購入・販売を行うという暫定措置が講じられた。

このため、工業用アルコールについては、ユーザー自らが工業用アルコール製造事業者を選択する自由がないことから、N E D Oが販売する特定アルコール及び一般アルコールの価格は、ユーザーの料金負担の公平・公正を確保する観点から、アルコール事業法に定める手続きに基づき、経済産業大臣の認可を受け、一般に広告した後、初めて認可された販売価格をもって販売することができることとなる。

（工業用アルコールの販売価格認可のスキーム）



．アルコール事業法におけるN E D Oの業務概要

N E D Oは、平成13年4月1日付けで施行されたアルコール事業法第31条の規定に基づき、特定アルコールの販売の業務並びに同法附則第2条の規定に基づき、アルコールの製造の業務及び一般アルコールの販売の業務を行っている。また、それぞれの業務に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理している。それぞれの業務概要は、以下のとおり。

## 1. アルコールの製造の業務

(1) アルコールの製造の業務は、アルコール製造事業の新エネルギー・産業技術総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律に基づき、昭和57年10月から発足しており、それまでの国営工場が行っていたアルコールの製造をNEDOが継承したものの。

また、平成13年末の「特殊法人等整理合理化計画」策定を受けて、平成15年10月より独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構として、事業を継承している。

(2) アルコールの製造は、全国7工場で行っていたが、事業の効率化・生産性の向上の観点から4工場に集約。

[ 57年10月～12年度 ]	[ 13年度～14年度 ]	[ 15年度～ ]
石岡工場(茨城県)	鹿島工場(茨城県)	鹿島工場
千葉工場(千葉県)	千葉工場	千葉工場
磐田工場(静岡県)	磐田工場	磐田工場
近永工場(愛媛県)	肥後大津工場	出水工場
肥後大津工場(熊本県)	出水工場	
出水工場(鹿児島県)		
鹿屋工場(鹿児島県)		

## 2. 特定アルコールの販売の業務

(1) 特定アルコール(アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額として経済産業省令で定めるところにより計算した額(以下、「加算額」という。)(別表2)を含むアルコールをいう。)の販売を行うとともに、当該加算額を国庫に納付する。

(2) 特定アルコールの用途は、何人でも自由に購入が可能な試薬・局方や使用行程を明らかにしたくない新製品の開発用など。

### 3. 一般アルコールの販売の業務

(1) 一般アルコール（特定アルコール以外のアルコールをいう。）の販売を行う。

(2) 一般アルコールの用途は、医薬、化粧品等の化学工業用と食品防腐用等の飲食料品工業用に大別される。

#### . 販売価格改定の概要

##### 1. 価格改定

(1) 特定アルコール及び一般アルコールの価格の引き下げ

NEDOアルコール事業本部は、専売制度廃止後の暫定措置期間において、更なる業務の合理化・効率化を図るべく、アルコール工場の統廃合に着手している。また、NEDOが販売するアルコールの販売価格については、アルコール事業法第32条第1項及び同法附則第4条第1項の規定に基づき平成15年5月1日に販売価格の改定を行ったところであるが、その後、NEDOアルコール事業本部の中期計画・事業状況、民間調達の状況等を踏まえ諸元の見直しを行ったところ、以下の通り販売価格の引下げが可能と判断した。したがって、平成16年5月1日から販売するアルコールの価格を別表3のとおり改定することとした。

発酵アルコール（205,400 k l）		
引下单価	4,368 円 / k l	（引下総額 668,283 千円）
合成アルコール（112,600 k l）		
引下单価	4,524 円 / k l	（引下総額 276,319 千円）
合計（ + ）	4,439 円 / k l	（引下総額 944,602 千円）

(2) 発酵アルコール95度1級（原料サトウキビのみ）の新規販売

現在、発酵アルコール95度1級を供給しているが、市場のニーズに対応るべく、需要動向調査等を行った結果、顧客ニーズのひとつである「食の安全・安心志向」に対応することとし、原料をサトウキビに特定したアルコール製品を新たな品種として、今次改定からの販売を認めることとした。

## 2. 改定内容

### (1) 原価計算期間

原価計算期間は、為替動向など先行き不透明な要因を抱えていること等を考慮し、平成16年4月から平成17年3月までの1年間とした。

### (2) 前提諸元

#### 1) 需要予測

平成16年度特定アルコール及び一般アルコール販売計画（別表5。以下、「販売計画」という。）による。

この販売計画は、全国大口需要者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果に加えて当該大口需要者への訪問調査も実施し、アンケート調査後の市場環境変化に対応した。

また、一部の未回答者、アンケート対象外の需要者については、過去の実績等を勘案して策定した。

#### 2) 調達、製造計画

上記の販売計画に基づき、同数量をNEDO製造勘定及び民間製造事業者から調達することとした。（別表6、7）

#### 3) 主要諸元

為替レート	（過去2年間の平均TTMレート）		120円/\$
粗留アルコール価格	（H13FY～H15FY契約実績）	CIF	300\$/kl
糖みつ価格	（H13FY～H15FY契約実績）	CIF	100\$/t
原油価格	（H15.5～H15.10の通関平均）	CIF	28\$/bbl
ナフサ価格	（H15.5～H15.10の通関平均）	CIF	28\$/bbl

#### 4) デフレーター

消費者物価指数（CPI）	0.4%
雇用者所得上昇率	0.8%

( 3 ) 個別査定の概要 ( 消費税込み )

主要項目の査定内容は、以下のとおり。

1) アルコール購入費 ( 24,571 百万円、構成比 86.9% )

N E D O 発酵アルコール ( 14,123 百万円 )

原材料費 ( 9,366 百万円 )

平成 1 6 年度アルコール製造計画に基づき、アルコールを 1 キロリットル製造するのに必要とする消費数量を原材料別に算定。これにかかる所要額を認めた。

労務費 ( 1,912 百万円 )

N E D O 中期計画に基づき、製造に必要な人件費に、雇用者所得上昇率を勘案し、所要額を認めた。

経費 ( 2,489 百万円 )

経費項目毎の合理性・妥当性を精査し、過去の実績、消費者物価指数等を勘案の上、所要額を認めた。主な項目は次のとおり。

・減価償却費

法人税法に定める償却資産の耐用年数を用い、原価計算期間中の帳簿価格に対し、N E D O が採用している減価償却費の算定方法により算出。所要額を認めた。

・修繕費

N E D O 中期計画をもとに、経常補修及び特別補修に係る経費について、その所要額を認めた。

一般管理費 ( 976 百万円 )

項目毎の合理性・妥当性を精査し、所要額を認めた。主な項目は次のとおり。

・労務費

N E D O 中期計画に基づき、製造に必要なアルコール事業本部の人件費に雇用者所得上昇率を勘案し、所要額を認めた。

・経費

過去の実績、消費者物価指数等を勘案し、所要額を認めた。

営業外収支 ( 620 百万円 )

項目毎の合理性・妥当性を精査し、所要額を認めた。主な項目は次のとおり。

- ・営業外収益

受取利息、不用物品等売払代、その他事業外収入（宿舎・土地貸付料等）について、所要額を認めた。

- ・営業外費用

経営効率化計画の一つである工場再編整理に伴う資産の除却損等に係る所要額を認めた。

民間調達分（発酵アルコール）（1,542 百万円）

低廉かつ安定的な供給の確保を図ることを前提として、調達計画及び平成13年度～平成15年度契約実績価額を勘案し、所要額を認めた。

民間調達分（合成アルコール）（8,906 百万円）

原材料費（5,084 百万円）

調達計画に基づき、アルコールを1キロリットル製造するのに必要とする消費数量を原材料別に算定。これにかかる所要額を認めた。

労務費（867 百万円）

製造に必要な人件費に雇用者所得上昇率を勘案し、所要額を認めた。

経費（1,373 百万円）

経費項目毎の合理性・妥当性を精査し、消費者物価指数等を勘案の上、所要額を認めた。主な項目は次のとおり。

- ・減価償却費

法人税法に定める償却資産の耐用年数を用い、原価計算期間中の固定資産の帳簿価格に対し、事業者が採用している減価償却費の算定方法により算出。額を認めた。

- ・修繕費

定期・経常修理に係る経費については法定点検等の修繕見込額及び安定操業に応じた特別修繕にかかる所要額を認めた。

- ・公租公課

税法により所要額を認めた。

一般管理費（1,158 百万円）

経費項目毎の合理性・妥当性を精査し、消費者物価指数等を勘

案の上、所要額を認めた。主な項目は次のとおり。

・ 労務費

事業者の本社の人件費に雇用者所得上昇率を勘案し、所要額を認めた。

・ 経費等

過去の実績等に基づき、消費者物価指数を勘案し、その所要額を認めた。

なお、利益については、財務省「法人企業統計」による資本金1億円以上10億円未満に係る化学工業種の売上高経常利益率の過去10ヶ年（平成5年度～平成14年度）における平均値である5.6%に基づき、所要額を認めた。

消費税（424百万円）

税法により所要額を認めた。

2) アルコール取扱費（1,810百万円、構成比6.4%）

平成16年度アルコール回送計画（別表8。以下、「回送計画」という。）等をもとに、経費項目毎の合理性・妥当性を精査し、所要額を認めた。主な項目は次のとおり。

・ アルコール運搬費

回送計画をもとに、陸上運送については一般貨物自動車運送事業運賃料金（国土交通省届出運賃）に基づいた所要額を、海上運送については専用船に必要な所要額を認めた。

・ 保管料

回送計画をもとに、普通倉庫保管料（国土交通省届出料金）に基づき、予定される保管期間等を勘案し、所要額を認めた。

3) 販売経費（1,907百万円、構成比6.7%）

経費項目毎の合理性・妥当性を精査し、消費者物価指数等を勘案の上、所要額を認めた。主な項目は次のとおり。

人件費（299百万円）

NEDO 中期計画に基づき、販売に必要な人件費に雇用者所得上昇率を勘案の上、その所要額を認めた。

営業経費（1,618百万円）

各経費項目の合理性・妥当性を精査し、所要額を認めた。主な項目は次のとおり。

・減価償却費

法人税法に定める償却資産の耐用年数を用い、原価計算期間中の固定資産の帳簿価格に対し、N E D O が採用している減価償却費の算定方法により算出。所要額を認めた。

・旅費

販売事業の円滑な運営に必要な所要額を認めた。

・物件費

販売事業の円滑な運営に必要な販売システムの維持・管理、事務所借料、備品費、広報費等についてはその合理性・妥当性を精査し所要額を認めた。

・公租公課

税法により所要額を認めた。

控除項目（ 10 百万円）

受取利息、雑収益（宿舍貸付料等）について、所要額を認めた。

（ 4 ）総括原価の審査結果

販売計画をもとに、個別の原価項目毎に合理性・妥当性を精査し、所要額を審査した結果、総括原価は 283 億円となった。総括原価の構成を原価単価ベースで平成 15 年 5 月 1 日認可の現行アルコール販売価格と比較した結果は別表 9 ~ 12 のとおりであり、N E D O の中期計画・事業状況、民間調達の状況を勘案したこと等により 4,439 円/kl の減額となった。

（ 5 ） 機構が製造事業者又は輸入事業者から自動車の燃料用として買入れたアルコールを、自動車の燃料に混合して自動車の燃料とするものとしてアルコールを使用する許可使用者に販売する際の価格は、機構が当該製造事業者又は輸入事業者から買入れた額（消費税込み）に 11,062 円（消費税込み）を加算した額とする。

・経営効率化に向けての具体的取組み

特殊法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は平成15年10月1日をもって独立行政法人へ組織変更を行った。その際、経済産業大臣が定める中期目標に対してNEDOは中期計画及び年度計画を策定した。

以下は主な計画

特殊会社化及びその後の完全民営化を円滑に進めるため、資産をいかに効率的に売上に活用しているかを示す指標である総資産回転率を経営指標とし、平成17年度末において過去5年間の業界平均である0.78以上を達成する。

アルコール製造部門における汎用的なアルコールに関する原料費以外の経費については、平成14年度を基準として平成18年度を目途にコスト半減を達成する効率化を進め（平成14年度実績 42,379 円 / k l ）、その成果を顧客に順次還元する。

これまでの業務体制を抜本的に改めることにより、事務効率の改善を行い、工場管理経費及びアルコール事業本部経費について、平成14年度を基準として平成17年度末までに20%以上を削減する。

流通基地である保管庫については、既存のユーザーの利便性に配慮しつつ廃止を含めた再編整理を行い、流通経費を平成14年度を基準として平成17年度末までに5%以上削減する。

展示会へ積極的に出展すること等により、工業用アルコールの普及啓発活動及び潜在的ユーザーの発掘を行い、平成14年度を基準として平成17年度までにアルコールの売上数量を6%以上伸ばすことを目指す。

#### ・情報公開

アルコール事業法に基づき、今次認可するNEDOのアルコールの販売価格については、本概要を作成し、経済産業省及び経済産業局（沖縄においては沖縄総合事務局）において閲覧に供するとともに、インターネットの活用により、更に、利用者への情報公開に係る利便性を図っている。

## アルコール販売価格審査要領

### 1. 基本方針

アルコール事業法(以下「法」という。)第32条第1項に基づく特定販売価格及び法附則第4条第1項の規定に基づく販売価格の認可にあたっては、この要領に基づき、審査を行うものとする。

- (1) 新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、特定販売価格及び販売価格の認可を受けようとするときは、3及び4に定める要領に則って算定し、経済産業大臣に申請しなければならない。
- (2) 4(2)に定める総括原価については、特定販売価格及び販売価格が能率的な経営の下における適正な原価を基礎として審査を行うものとする。

なお、事業報酬は、法に基づき、特定販売価格及び販売価格は営利を目的としないものでなければならないことから、総括原価には織り込まないこととする。

- (3) 特定販売価格及び販売価格の算定については、販売されるアルコールのアルコールの種類、アルコールの度数及び品質(以下「アルコールの種類等」という。)ごとに明確に定められ、かつ、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものとならないよう、審査を行うものとする。

### 2. 用語の意義

この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### 3. 原価計算期間

原価計算期間は、原則として4月又は10月を始期とした半年間又は1年間とする。

### 4. 算定要領

#### (1) 特定販売価格及び販売価格

特定販売価格及び販売価格は、(4)に基づき算定される額に消費税等相当額(消費税法に定める消費税の規定及び地方税法に定める地方消費税の規定に基づく税額に相当する金額をいう。以下同じ。)を加算したものとする。

## (2) 総括原価

総括原価は、以下によるアルコール購入費、アルコール取扱費、人件費、営業経費及びその他の諸費用の合計額から控除項目の額を控除した額（消費税等相当額を除く。）とする。

### アルコール購入費

アルコール購入費は、アルコールの販売のために、機構がアルコールを製造するために必要な費用並びに製造事業者及び輸入事業者からアルコールを買入れるための費用であり、販売計画に基づく販売数量に、時価を基準とする適正な単価を乗じて算出したものとする。

### アルコール取扱費

アルコール取扱費は、により機構が製造し、又は製造事業者等から買入れたアルコールを、販売を目的に流通基地（保管庫等）へ輸送する等のための費用とする。

これは、アルコール運搬費、保管料、充てん料及び事務手数料の合計額であり、それぞれの実績及び原価計算期間中の回送計画等を基に適正に算出したものとする。

### 人件費

人件費は、役員給与、職員給与、退職給与金、諸支出金及び雑給の合計額であり、それぞれの実績及び原価計算期間中の人員計画等を考慮して適正に算出したものとする。

（ 諸支出金とは、厚生年金保険、厚生年金基金、健康保険、労災保険、雇用保険及び共済組合長期負担金等 ）

### 営業経費

営業経費は、減価償却費（原価計算期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び原価計算期間中に増加する固定資産の期間計算を行った帳簿価額に対し、機構が採用している減価償却の計算方法により算定した額とする。）、旅費、物件費及び公租公課（固定資産税、都道府県民税等の諸税は、各税法の定めるところにより算出した適正な額とする。）の合計額であり、それぞれの実績及び原価計算期間中の事業計画等を基に適正に算出したものとする。

（ 物件費とは、備品費、消耗品費、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、交通費、会議費、保険料、情報システム管理費、謝金等 ）

### その他の諸費用

から までに掲げる費用を除くアルコール販売事業経費について、実績及び原価計算期間中の事業計画等に対応した適正な見積額と

する。

#### 控除項目

控除項目の額は、原価計算期間中の事業計画等に基づき適正に算出したアルコール販売事業に係る雑収益の合計額とする。

### (3) 総括原価の配分

(2) から までに定めるところにより算出された原価を、一般アルコール販売及び特定アルコール販売の2部門に配分するものとする。

その際、明確に当該部門に区分される原価については当該部門に配分し、それ以外の明確に区分されない共通的な原価については、原価の属性等を勘案して、各部門に適正に配分するものとする。

(2) に定めるところにより算出した総括原価から に定めるところにより特定アルコール販売部門に配分された原価を除いた原価を、販売するアルコール(特定アルコール及び一般アルコールの販売予定数量の合計したアルコールをいう。)のアルコールの種類等ごとに配分するものとする。

その際、アルコール購入費、アルコール取扱費等明確に区分される原価については当該アルコールの種類等ごとに配分し、それ以外の人件費、営業経費等明確に区分されない共通的な原価については原価計算期間中のアルコールの種類等別の販売予定数量の比率を基準として配分するものとする。

に定めるところにより特定アルコール販売部門に配分された原価は、原価計算期間中の特定アルコールに係るアルコールの種類等別の販売予定数量の比率を基準として配分するものとする。

### (4) 特定販売価格及び販売価格の算定

特定販売価格及び販売価格は、アルコールの種類等別に定めるものとし、当該特定販売価格及び販売価格と原価計算期間中のアルコール販売数量の想定値とにより算出される料金収入(消費税等相当額及び法第32条の規定に基づく加算額を除く。)の額は、総括原価と一致しなければならない。

特定販売価格は、 により算出されたアルコール1キロリットル当たりの価格に、(3) により配分されたアルコールの種類等別の原価を、原価計算期間中の特定アルコールに係るアルコールの種類等別の販売予定数量により除したアルコール1キロリットル当たりの価格

を加えるとともに、法第32条第2項に基づく加算額を加えたアルコール1キロリットル当たりの価格とする。

販売価格は、(3)により配分されたアルコールの種類等別の原価を、原価計算期間中の販売するアルコールの種類等別の販売予定数量により除した1キロリットル当たりの価格とする。